

羽村市産業振興計画懇談会設置要綱

(設置)

第1条 市の産業振興計画の策定に当たり、市民及び産業関係者等からの意見を広く聴取するため、羽村市産業振興計画懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、産業振興計画の策定に関する必要な事項について意見交換し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 懇談会は、委員19人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 産業関係団体が推薦する者 8人以内
- (3) 産業支援機関が推薦する者 3人以内
- (4) 関係行政機関が推薦する者 3人以内
- (5) 市民公募委員 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

(座長及び副座長)

第5条 懇談会に座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、産業振興計画に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年3月6日から施行し、令和9年3月31日限り、その効力を失う。